

名寄市合同墓のご案内



合同墓とは

一つのお墓に血縁を超えた複数の方々の焼骨（ご遺骨）を一緒に埋蔵する形式のお墓で、宗教性を帯びない施設です。

名寄市では、少子高齢化や核家族化などにより、お墓の維持管理や継承ができない方などのために、合同墓を整備しました。

名寄市合同墓は、骨壺等から焼骨のみを取り出して、直接埋蔵（納骨）します。一度埋蔵すると二度と取り出すことができません。ご利用の際は、ご親族の方とも十分にご相談の上、お申し込みをお願いします。

名寄市市民部環境生活課

1 使用できる方

- ①名寄市に住所がある、または、あった方で、親族の焼骨を管理されている方
- ②名寄市に本籍か住所があった親族の焼骨を管理されている方
- ③現在、名寄市営墓地または霊園を使用しており、埋蔵されている焼骨を合同墓へ改葬のうえ、使用場所を返還する方

2 使用料について

- ・ **使用料 焼骨 1 体につき 15,000 円**
申請の際 1 回のみで、その後の支払いはありません。

3 申請手続きについて

- ①受付期間は、4月から9月第3金曜日までです。
 - ②申請に必要なもの
 - ・ 印鑑
 - ・ 申請者の身分証明書（運転免許証、健康保険証など）
 - ・ 申請者の住民票（本籍地記載のもの）
ただし、名寄市民の場合は省略可
 - ・ 火葬許可証または改葬許可証
- ※その他、使用要件に応じて書類を提出いただく場合があります。

【申請時の注意事項】

- ・ 生前予約はできません。
- ・ 合同墓は、1,500体の納骨予定（50年使用の計画）となっており、急がなくても使用できます。
- ・ 合同墓に納骨した焼骨は、二度と取り出すことができません。
ご利用の際は、ご家族やご親族と十分に相談したうえで、ご検討をお願いします。

4 申請から納骨までの流れ

①申請	<ul style="list-style-type: none">・必要書類を添えて、申請書を提出します。・納骨日時の確認をします。 ※利用日 5～9月の第2・4金曜日・使用料を納付していただきます。
②許可書	<ul style="list-style-type: none">・申請手続き後、合同墓使用許可証を交付します。
③納骨	<ul style="list-style-type: none">・決定した納骨日時に、埋蔵する焼骨、合同墓使用許可証を持参し、合同墓へお越してください。・係員の指示に従い、納骨していただきます。

5 納骨について

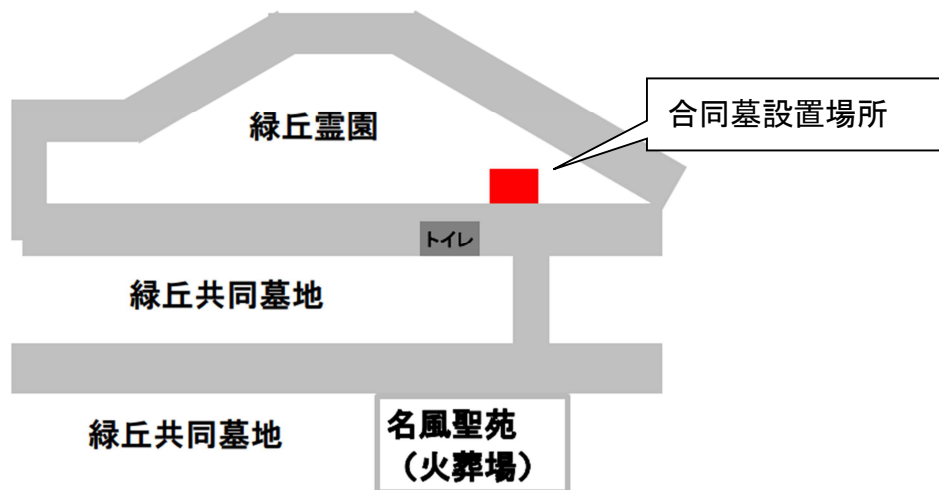
- ・お骨以外の副葬品は納骨できませんのでご注意ください。
- ・納骨は、市の担当者が立ち合いの上、申請者またはご親族の方に行っていただきます。
- ・骨壺等はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

6 留意事項

- ・お墓参りは5月から10月までです。
- ・供花・お供え物は必ずお持ち帰りください。
- ・合同墓前では、線香やろうソクは使用できません。
- ・お墓の前を占拠しての宗教的儀式はご遠慮ください。ただし、簡易的なものに限り、墓碑付近の休憩スペースで可能です。
- ・市主催の宗教的儀式は行いません。
- ・墓誌は設けていませんが、名風聖苑に設置している名簿にお名前を搭載することは可能です。

《名寄市合同墓案内図》

設置場所：名寄市字緑丘 205 番地 2（緑丘霊園内）



《お問い合わせ先》

市民部環境生活課環境・生活安全係
〒096-8686

名寄市大通南 1 丁目 1 番地

電話 01654-3-2111 (内線 3122)